

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 12 月 13 日 (金) 午後 2 時 00 分

場 所 津市美杉総合開発センター 1 階 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁
47 中谷 秀也

以上 17 名

欠席委員

出席部会員外委員 34 浅井 競

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 29 田口 慶則・40 結城 晋三

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それではさっそくですが、第12回第2農地部会を開会いたします。
本日の議事録署名者を指名させていただきますので、29番 田口 委員、
40番 結城 委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願
いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしました
とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告
第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ござい
ます。
番号1及び2の2件で、合計面積8,721㎡、すべて田でございます。
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合
意に基づき解約をいたしたものであります。
2ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござ
います。
番号1、一般個人住宅及び駐車場用地の1件で、面積は、畑で920㎡で
ございます。
3ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有
権移転）でございます。
番号1、貸駐車場用地への転用で、畑、面積は99㎡でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありましたとお
りでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、4ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、受け人 _____、面積17,502㎡、渡し人 _____、
面積17,502㎡、申請地 久居小野辺町東浦_____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積1,193㎡です。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号2、地区 久居、受け人 _____、面積48,382㎡、渡し人 _____、面積48,382㎡、申請地 久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積901㎡。

これにつきましても、親子間の生前部分贈与です。

番号3、地区 栗葉、受け人 _____、面積17,777㎡、渡し人 _____、面積9,216㎡、申請地 稲葉町柵_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,982㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 ハッ山、受け人 _____、面積5,142㎡、渡し人 _____、面積1,541㎡、申請地 白山町八対野算所_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積55㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便である申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、4件、合計面積は、4,131㎡、この内訳は、田が1,982㎡、畑が、2,149㎡になります。

議長 ありがとうございます。5番につきましては、結城委員に関する案件でございますので、後にさせていただきます。

1番から4番について、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。9日に農業委員6名、事務局2名の8名で確認をしてきました。場所は_____の西側の所にあたります。事務局の報告通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。9日、現地確認に行ってきました。事務局の説明どおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。先程と同じ日に現地確認を行ってまいりました。場所は、県道上稲葉安濃線で、稲葉の中で北出という集落があるんですけども、その南側です。詳細については、事務局の説明通りで何ら問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。9日に総合支所2名と委員3名で現地を見てまいりました。場所につきましては、白山中学校から行きますと、雲出川があります。それから左へ曲がりまして、_____という所がありまして、そこにも藤へ行く道がありまして、十字路がありまして、その十字路の左へ曲がった50mくらいの所で、申請人さんの家の前という事で、道沿いの畑で、何ら問題はないと

思います。事務局の説明通りですので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま、1番から4番につきまして、地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号、番号1から4について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、番号1から4については許可することに決定したいと思います。

議長 次に、番号5につきましては、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限に該当しますので、結城委員の一時退席をお願いします。

(結城委員退席)

議長 よろしいですか。それでは、議案第1号、番号5の説明を事務局お願いします。

事務局 番号5、地区 下多気、受け人 _____、面積31,145㎡、渡し人 _____、面積731㎡、申請地 美杉町下多気中田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積731㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号の番号5について、地元委員より説明を願います。

藤田委員 39番 藤田です。場所は、美杉村が市に合併する前からあった、漆という所にございました。

本土地は、松阪の方が持って見えるのですが、おじいさんが亡くなられて、相続されたのが平成22年です。それで、遠方の為、田んぼはそのまま耕さずに放ってあったという土地で、これからも遠いから田んぼまで帰れないという事で、_____さんが譲り受けなされたという事でございますので。今現在、草が生えておりますけれども、刈り取ってちゃんと耕地にするという事ですので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、皆さん方の御意

見をお伺いします。よろしいですか。

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました。議案第1号の番号5について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号の番号5については、許可をすることに決定したいと思います。

(結城委員入室)

議長 よろしいですか。それでは、進めさせていただきます。
続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定における許可申請について(農業委員許可)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)でございます。
番号1、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町片野北浦_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積363㎡です。
これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。
番号2、地区 ハッ山、申請者 _____、申請地 白山町山田野桑原_____
台帳地目・現況地目とも田、面積589㎡のうち216㎡の転用です。
これにつきましては、申請地を、自家用車3台の駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。
以上件数は2件、合計面積は579㎡で、その内訳は、田が216㎡、畑が363㎡でございます。
いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。12月10日に委員3名と事務局2名で現地を確認してまいりました。
場所につきましては、一志嬉野線ということで、地区の中、片野という地区ですが、ここは段々とアパート経営が進んできているという事で、この_____
さんもそういうふうな事で、対応されるというふうな事でございます。内容については、事務局の説明通りですので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員	<p>35番 池田です。この案件につきましても、1号議案と同じ日に確認をしました。</p> <p>場所的には、先ほど行った所から、藤を向いて走っていただくと、山田野地区がありまして、そこでちょうど_____の手前と、_____があるので、この場所につきましても、こちらから藤を向いて左側の所で、自分所の家と自分所の田ばかりで、何ら問題はないという事ですので、事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議長	<p>それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については、許可することに決定したいと思います。</p>
議長	<p>続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 大三、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町二本木大谷広_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積429㎡です。</p> <p>この案件につきましては、一般個人住宅用地を転用目的として昭和62年6月29日に許可された案件ですが、受人の事情により目的の実現ができなくなったことから、許可の取消願が提出されたものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。</p>
井谷委員	<p>36番 井谷でございます。9日に、事務局2人と委員3人で、現地を見してきました。ここに書いてありますように、どうやら受人のほうがり遠い所にいるという事で、建てられないという事らしいです。現況はやはり畑です。何ら問題はありませんので、よろしくご審議お願いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については取消することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	7ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 _____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積208㎡ 外1筆で、合計面積1,298㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、参拝者用の駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 木造町西塚越 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積278㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自分が行っている左官業のための資材置場とするものですが、本年8月から渡人の了解のうえ、既に転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、地区 川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積280㎡。 これにつきましては、受人は、申請地を譲り受け、隣接する議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1の土地と一体利用のうえ、共同住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号4、地区 川口、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町川口新尺 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積257㎡。 これにつきましては、受人は、親と同居する自宅が手狭になってきたため、自宅に隣接するこの申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号5、地区 竹原、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町竹原中垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積185㎡ 外3筆で、合計面積663.61㎡。 これにつきましては、受人は父親である渡人から自宅に隣接するこの申請地を譲り受け、物置、車庫、庭用地とするものです。 なお、申請地の内、 _____、 _____ につきましては、昭和30年代から物置、庭として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知大杉ノ元 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積23㎡ 外1筆で、合計面積52㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、隣接する太陽光発電施設用地と一体的に利用するものです。

なお、申請地は、渡人が取得する以前から山林として利用されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 太郎生、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町太郎生伊賀山 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積396㎡。

これにつきましては、受人は、購入する宅地に隣接するこの申請地を譲り受け、自家用車の駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下之川、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町下之川高山 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積535㎡。

申請地は、受人は、渡人からこの申請地を山林として譲り受けるもので、申請地は、昭和46年ごろ、遠方で耕作が不便なため、休耕田として植林され、渡人から始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は8件、合計面積は3,759.61㎡で、その内訳は、田で2,021㎡、畑で1,738.61㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも同じく久居地区で、12月9日の日に現地確認に行っていました。場所は、国道165号沿いにある _____ があるんですが、国道165号を挟んだその北側に食事のできる _____ があります。 _____ からさらに北側、民家の中にある、両側を民家に囲まれた田で、地主に聞きますと、常に排水からポンプで水を上げないと耕作できないという中で、今回、駐車場ということで、詳細は事務局の説明通りで特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。さる、9日に現地確認をさせていただきました。場所は _____ の東へ100mくらい行ったところです。始末書も提出されています事から何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、12月10日に委員3名と事務局2名で確認をいたしました。この4条でありました、 _____ さんの所の

隣の畑という事で、内容については事務局の説明通りですので、ひとつよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。9日に、総合支所と地元委員3名で現地を見てまいりました。

場所的には、川口小学校の道路を挟みまして、県道久居美杉線を越えまして南側の所で、南側のほうには_____が、もうやめましたけどもありまして、それから北側のほうには家が建っております、西東には両方に道がついていて、場所的な問題については事務局の説明通りで、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。5番、6番を続けて説明します。

5番のほうでございますが、3日に現地調査に行つてまいりました。事務局の通り、この土地はもう既に、昭和30年ごろには既に小さな倉庫が建っていました。それで、綺麗なお庭もございます。それから、新たに物置、農地転用をされるという事ですけども、周りそれから隣接する所は農地もなく、住宅が建っております。何も問題はないと思いますので、よろしくご審議願いたいと思います。

6番に入ります。これは、この申請地の周りは全て_____さんが譲り受けて既に所有権を移転されておまして、残りの部分という事で、わずか52㎡の土地でございます。私の記憶のするところ、木が生えている、畑の姿は記憶がないんですけど、そのような山の中の土地でございます。問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。12月7日に総合支所の職員と、現地を確認してまいりました。

場所につきましては、下太郎地区にありまして、周辺の農地には何ら影響はありませんのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。下之川8番について説明をいたします。9日に現地確認へ行ってまいりました。

昭和46年ごろ減反政策により休耕して山林化しました。これは始末書も提出されておりますので、譲り人の_____さんは高齢のため、管理をしないという事で、譲られたということです。今は山林でほとんど原形復帰をする事は無理と思われました。請け人に山林で管理するよう指導してきましたので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意

見がありましたらお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

表紙の次のページをご覧ください。農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせて32,434㎡、畑の賃貸借で2,174㎡、契約件数は20件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で39,557㎡、契約件数は25件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて10,918㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4,038㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて86,947㎡、畑の集積が、賃貸借で2,174㎡、合計契約件数は53件、合計面積は89,121㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、久居地区で8件、一志地区で12件、白山地区で1件、合計21件、合計面積62,980㎡となっております。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。

午後3時5分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年12月13日

議 長

出席委員

出席委員